

(設置)

第1条 紀南環境広域施設組合(以下「組合」という。)の事務のうち、重要な事項について審議し、組合と構成市町との調整を行うことにより、組合の業務の円滑及び効率的な運営を図るため、紀南環境広域施設組合管理者会(以下「管理者会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 管理者会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 紀南環境広域施設組合決裁規程(平成25年紀南環境広域施設組合規程1号)に定める管理者決裁事項のうち、管理者が必要と判断した事項
- (2) 前号に定めるもののほか、管理者が必要と判断した事項

(組織)

第3条 管理者会は、管理者及び副管理者をもって組織する。

(会議)

第4条 管理者会の会議は、管理者が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 管理者会は、出席者が半数以上でなければ、会議を開くことができない。
- 3 管理者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、管理者の決するところによる。
- 4 管理者が緊急を要すると認めるときは、持ち回りで回議して管理者会の審議に代えることができる。
- 5 管理者は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 管理者会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、管理者会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。